

毎週火・金曜日発行（当日が休日になるときは、休日の翌日）

福 島 県 報

目 次

- 大規模小売店舗立地法により県が意見を述べた件 五三〇
- 道路の区域を変更する件 五三〇
- 道路の供用を開始する件 五三〇
- 都市計画事業の事業計画の変更を認可した件 五三二
- 福島県公安委員会
- 道路交通法により運転免許取得者等教育の認定をした件 五三三
- 道路交通法により運転免許取得者等検査の認定をした件 五三三

告 示

福島県告示第七百五十一号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」という。）第八条第四項の規定により述べられた意見の概要は、次のとおりである。なお、当該意見を令和四年十一月二十九日から同年十二月二十九日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まらづくり課、福島県北地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政課及び福島市総務部総務課市民情報室に備え置いて縦覧に供する。

令和四年十一月二十九日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地
ツルハドラッグ福島南矢野目店 福島県福島市南矢野目字中江二番五ほか
- 二 法第八条第四項の規定により述べられた県の意見の概要
意見なし。

（商業まらづくり課）

福島県告示第七百五十二号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、一般国道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県中建設事務所で令和四年十一月二十九日から二週間一般の縦覧に供する。

令和四年十一月二十九日

福島県知事 内堀雅雄

路線名	区 間	変更前 の変更後 の 別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
一般国道 三四九号	石川郡古殿町大字山上 字才木草二五九番地先 から 同 郡平田村大字北方 字檜坂二〇〇番地先ま で	変更前 A 八・五〇 三四・〇 B 一〇・〇〇 九〇・〇	(メートル)	二一、七八九・〇 二一、三七〇・〇
		変更後 A 八・五〇 三四・〇 B 一〇・〇〇 九二・七	(メートル)	二一、七八九・〇 二一、三七〇・〇

（道路計画課）

福島県告示第七百五十三号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県北建設事務所で令和四年十一月二十九日から二週間一般の縦覧に供する。

令和四年十一月二十九日

福島県知事 内堀雅雄

路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供 用 開 始 の 期 日
一般国道一一四号	伊達郡川俣町小綱木字上関場三三番地先から 同 郡同 町小綱木字月久保一三番一地先まで	令和四年二月一日

（道路計画課）

福島県告示第七百五十四号
都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業に係る事業計画の変更について、次のとおり認可した。
令和四年十一月二十九日

福島県知事 内堀 雅雄

- 一 施行者の名称 大熊町
- 二 都市計画事業の種類及び名称
富岡都市計画一団地の復興再生拠点市街地形成施設事業 下野上地区一団地の復興再生拠点市街地形成施設
- 三 事業認可の年月日 令和二年七月三日
- 四 事業施行期間 令和二年七月三日から令和七年三月三十一日まで
- 五 事業地 収用の部分 変更なし

（まちづくり推進課）

福島県公安委員会

福島県公安委員会告示第73号

道路交通法（昭和35年法律第105号）第108条の32の2第1項の規定により、運転免許取得者等教育の認定をした。

令和4年11月29日

福島県公安委員会委員長 森 岡 幸 江

- 1 運転免許取得者等教育の認定をした者の名称及び住所並びに代表者の氏名並びに運転免許取得者等教育の業務を行う施設の名称及び所在地

名称	住所	代表者の氏名	施設の名称	施設の所在地
株式会社福島県東部自動車教習所	福島県相馬市程田字潜石54番地の5	今野 一成	福島県東部自動車教習所	福島県相馬市程田字潜石54番地の5
株式会社北部日本自動車学校	福島県伊達市片町20番地	野田 拓男	北部日本自動車学校	福島県伊達市原島95番地
株式会社原町中央自動車教習所	福島県南相馬市原町区錦町一丁目27番地	森 大輔	原町中央自動車教習所	福島県南相馬市原町区錦町一丁目27番地

- 2 認定をした運転免許取得者等教育の課程の区分及び名称

- (1) 福島県東部自動車教習所

運転免許取得者等教育の認定に関する規則（平成12年国家公安委員会規則第4号。以下「規則」という。）第1条第3号に掲げる課程 運転免許取得者等教育（高齢者講習同等）

- (2) 北部日本自動車学校

- 規則第1条第3号に掲げる課程 運転免許取得者等教育（高齢者講習同等）
- (3) 原町中央自動車教習所
- 規則第1条第3号に掲げる課程 運転免許取得者等教育（高齢者講習同等）
- 3 認定年月日
令和4年11月16日

(運転免許課)

福島県公安委員会告示第74号

道路交通法（昭和35年法律第105号）第108条の32の3第1項の規定により、運転免許取得者等検査の認定をした。

令和4年11月29日

福島県公安委員会委員長 森岡幸江

- 1 運転免許取得者等検査の認定をした者の名称及び住所並びに代表者の氏名並びに運転免許取得者等検査の業務を行う施設の名称及び所在地

名称	住所	代表者の氏名	施設の名称	施設の所在地
株式会社福島県東部自動車教習所	福島県相馬市程田字潜石54番地の5	今野一成	福島県東部自動車教習所	福島県相馬市程田字潜石54番地の5
株式会社北部日本自動車学校	福島県伊達市片町20番地	野田拓男	北部日本自動車学校	福島県伊達市原島95番地
株式会社原町中央自動車教習所	福島県南相馬市原町区錦町一丁目27番地	森大輔	原町中央自動車教習所	福島県南相馬市原町区錦町一丁目27番地

- 2 認定をした運転免許取得者等検査の方法の区分及び名称

- (1) 福島県東部自動車教習所

ア 運転免許取得者等検査の認定に関する規則（令和4年国家公安委員会規則第8号。以下「規則」という。）第1条第1号に掲げる方法 運転免許取得者等検査（認知機能検査同等）

イ 規則第1条第2号に掲げる方法 運転免許取得者等検査（運転技能検査同等）

- (2) 北部日本自動車学校

ア 規則第1条第1号に掲げる方法 運転免許取得者等検査（認知機能検査同等）

イ 規則第1条第2号に掲げる方法 運転免許取得者等検査（運転技能検査同等）

- (3) 原町中央自動車教習所

ア 規則第1条第1号に掲げる方法 運転免許取得者等検査（認知機能検査同等）

イ 規則第1条第2号に掲げる方法 運転免許取得者等検査（運転技能検査同等）

- 3 認定年月日

令和4年11月16日

(運転免許課)